「紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金（家賃・地代補助）」

申　請　要　領

新型コロナウイルス感染症のまん延により、売上げが減少し、経営に影響が出ている町内中小企業者に対し、経営を圧迫する固定費の一つである事業所に係る賃借料（家賃・地代等）の一部を補助し、事業継続に向けた取り組みを支援します。

【対象者】

〇町内で店舗等を賃借により営業する者で、次の要件に全て該当する方。

①	町内中小企業者で指定業種を営んでいる（**詳細は P4～P5 をご確認ください**）
②	令和３年１月から令和３年６月の間のいずれかひと月の売上が前々年（平成 31 年及び令和元年）同月と比較して 30%以上減少している ※創業から間もない者であって前々年同月の売上げとの比較ができない場合は、創業から売上げを比較する月までの間のいずれか一月の売上げを前々年同月の売上げとみなします。

【対象経費および補助額】

対象経費	町内に所在する令和３年４月から令和３年６月分の 店舗等の家賃、付随する借地料（駐車場含む）等
補助額	対象経費（賃借料３か月分）の 50%（上限 30 万円）

※詳細は次ページをご確認ください

【申請受付期間】

令和３年６月 10 日～令和３年８月 31 日　※当日消印有効

※予算の上限に達した場合は、申請期限前であっても受付を終了いたします。

【提出・問い合わせ先】

〒028-3392
岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目３番地１
紫波町 産業部 商工観光課
電話：019-672-2111（内線 2211）　　メール： kanko@town.shiwa.iwate.jp

※申請手続きについて（お願い）

新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、**申請書類は原則郵送での提出をお願いします。**

なお、窓口で申請する際は、**感染症拡大の予防（マスクの着用等）**にご協力をお願いします。

紫　波　町

【対象経費】

対象経費	●店舗等の家賃 ●店舗等に付随する借地（駐車場含む） ●契約書で毎月定められている共益費 ●契約書で毎月定められている固定的経費（清掃費、警備費など）
対象外経費	●水道光熱費・電話代などの変動経費 （※請求金額や支払い金額が月によって変わる経費） ●振込手数料、口座振替手数料、決済手数料、契約更新費、保険料、販売促進費、組合費、町内会費、レジ・貸金庫代…など ●賃借物件が自ら（個人事業主本人や法人の代表者など）の所有物件である場合 ●賃借物件が自らと生計を一にする者（親族など）の所有物件である場合 （※賃借人と賃貸人の住所が同一であるが、生計同一でないとする場合は、世帯分離届などの公的な証明書類を添付してください） ●賃借物件を転貸しており、実質的な家賃等の負担がないと認められる場合 ●賃料の全額が売上に比例して精算されている場合 ●賃借物件のうち、居宅として使用している部分の経費

【補助額】

賃借料**（税抜）**３か月分の 50%　※上限 30 万円補助

例）月額賃借料　50,000 円（税抜）×３か月分×50%＝　75,000 円　補助額　75,000 円

月額賃借料　25,000 円（税抜）×３か月分×50%＝　37,500 円　補助額　37,000 円

（千円未満切捨てのため）

月額賃借料 250,000 円（税抜）×３か月分×50%＝ 375,000 円　補助額 300,000 円

（上限 30 万円のため）

※事業のための建物の賃借は、消費税の課税対象となるため、契約書に記載された賃借料から消費税相当額を控除してください。

※土地の貸付けについては、消費税の非課税対象ですが、契約期間が 1 か月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、消費税の課税対象になります。

【必要書類について】

<table>
<tr><td>①</td><td colspan="3">紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金交付申請書（様式１）</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="3">申請内容明細書（様式２）</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="3">誓約書（様式３）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">④</td><td colspan="3">事業を行っていることが確認できる書類</td></tr>
<tr><td>〈個人〉</td><td colspan="2">令和２年分所得税確定申告書第一表の写し又は令和３年度町民税・県民税申告書の写し等</td></tr>
<tr><td>〈法人〉</td><td colspan="2">直近の確定申告書別表第一又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し等</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="3">対象月の売上げが確認できる書類（売上台帳等）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑥</td><td colspan="3">対象月の前々年同月の売上げが確認できる書類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">〈個人〉</td><td>白色申告の場合</td><td>令和元年分収支内訳書又は売上台帳の写し等</td></tr>
<tr><td>青色申告の場合</td><td>令和元年分所得税青色申告決算書の写し等</td></tr>
<tr><td>〈法人〉</td><td colspan="2">法人事業概況説明書の写し等</td></tr>
<tr><td colspan="3">※創業から２年を経過していない者にあっては、開業届及び選択した月の売上げが確認できる書類の写し</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td colspan="3">賃借料が確認できる書類（賃貸借契約書、利用契約書の写し等）</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td colspan="3">賃借料を支払ったことが確認できる書類（領収書又は口座引落が分かる通帳の写し等）</td></tr>
<tr><td>⑨</td><td colspan="3">紫波町地域企業経営継続支援事業費補助金請求書（様式４）</td></tr>
</table>

※⑦賃借料を支払ったことが確認できる書類（領収書又は口座引落が分かる通帳の写し等）について
令和３年４月分から令和３年６月分として支払ったものをご用意ください。

例）先払いの場合　：３月、４月、５月に支払った際の領収書等
　　当月払いの場合：４月、５月、６月に支払った際の領収書等

【対象者　規模・指定業種要件】

①規模

	中小企業者	
業種	資本金	従業員
製造業 その他	３億円以下	300 人以下
卸売業	１億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

②指定業種（日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げる業種）

業種	大分類	業種
飲食業	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	76　飲食店 77　持ち帰り・配達飲食サービス業
小売業	I（卸売業、小売業）の一部	56　各種商品小売業 57　織物・衣服・身の回り品小売業 58　飲食料品小売業 59　機械器具小売業 60　その他の小売業
サービス業	G（情報通信業）の一部	39　情報サービス業 40　インターネット附随サービス業
	J（金融・保険業）の一部	67　保険業（保険媒介代理業、保健サービス業を含む）
	K（不動産業、物品賃貸業）の一部	69　不動産賃貸業・管理業 70　物品賃貸業
	L（学術研究、専門・技術サービス業）	72　専門サービス業（他に分類されないもの） 73　広告業 74　技術サービス業（他に分類されないもの）
	M（宿泊業、飲食サービス業）の一部	75　宿泊業
	N（生活関連サービス業・娯楽業）	78　洗濯・理容・美容・浴場業 79　その他の生活関連サービス業 80　娯楽業
	O（教育、学習支援業）	81　学校教育 82　その他の教育，学習支援業
	P（医療、福祉）	83　医療業 84　保健衛生

		85　社会保険・社会福祉・介護事業
運輸業	R（サービス業）の一部	88　廃棄物処理業 89　自動車整備業 90　機械等修理業 91　職業紹介・労働者派遣業 92　その他の事業サービス業 95　その他のサービス業
	H（鉄道業、道路旅客運送業）の一部	42　鉄道業のうち下記 小分類４２１鉄道業 細分類４２１１（普通鉄道業） 43　道路旅客運送業 44　道路貨物運送業